

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成30年2月7日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の度数に変更することを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、金銭の使い方がわかっていない。包丁、ガスなどを怖がり、使うことができない。水を怖がり、プールに入ることや

入浴ができない。生理の処理もできない。パニックになると泣きだし、泣き止まない。外出時は手をつながないと不安がる。自分は他人から睨まれていると思いこんでいる。友達との交流もできない。このように日常生活一般のことができない。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月30日	諮問
平成30年 9月20日	審議（第25回第2部会）
平成30年10月 5日	審議（第26回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京

都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上にあつては心障センターを判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を

行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー改訂版知能検査による知能指数はIQ50+αであり、これは個別判定基準表における「4度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」に相当すると記載されている。

イ 「知的能力」について

知能測定値は4度（軽度）の範囲内であること、卓球の趣味がありルールも理解し楽しめていること、人と話すのが嫌で買い物には行きたがらないが、美容院には月1回自分一人で行っており、また、支払いに関しては釣銭計算は不十分であるものの、小銭での支払いが可能である。

以上のことから、個別判定基準表における「4度」（テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる）」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

判定時点では進路は未定であったが、実習先である就労移行支援事業所ではレジ打ち、パソコン作業、礼儀作法の練習を行っており、将来的には企業就労を希望している。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）」に相当すると記載されている。

エ 「社会性」について

人付き合いは苦手であるが、特別支援学校高等部には問題なく通学できており、実習先の就労移行支援事業所にも問題なく通所できていた。実際の検査場面でも、ことば数は少ないものの礼節は保たれ、検査も真面目に取り組むことができていた。また、医学判定においては、医師に気を遣う行動も観察されている。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）」に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

こみいった話の理解は難しいが、実際の判定場面では、ことば数は少ないものの、多語文にて日常会話が可能であった。さらに、知能検査において、漢字をまじえた文章の表記が可能であった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能）」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

特別支援学校高等部入学後から安定剤を服用しており、不眠時には睡眠薬を服用しているものの、身体的な疾患は特に

ない。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（健康であり、特に注意を必要としない）」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

こわがりで不安が強く、興奮すると泣く。0時頃まで眠れない、朝も起きられないなど睡眠の問題がある。こだわりもあり、特に官庁街にこだわりがあり、時間、気温もお構いなく行きたがり、実際に一人で行ったこともある。一方で、バスと電車を乗り継いでの単独通学が出来ている。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない）」よりは配慮を要するが、「2度（日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要）」までには至っておらず、「3度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）」に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、包丁、ガスなどの危険物はこわがるため確認が必要であるが、電子レンジの利用は可能であり、一人で用意して食べられる。排泄は自立している。生理については、自宅では問題なく大体自分で管理するが、学校ではできていない時もあるようだとして聴取している。入浴については、水が苦手な顔や口が過敏で湯船を嫌がり時に声かけが必要であるものの、一人で入浴することが可能である。身だしなみは時に声かけが必要であるが、月に1回自分一人で美容院に行く。買物については、人と話すのが嫌で店には行きたがらないが、小銭での支払いが可能である。突発的な出来事に対しては、自分で何とか対処しようとするものの、人に話しか

けることができず、パニックになり泣いてしまうこともある。公共交通機関の利用については、初めての所でも数回練習すれば可能である。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（身辺生活の処理が可能）」に相当すると記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち7項目が「4度」、1項目が「3度」に相当すると記載されている。

そして、上記各項目の程度は、請求人及び保護者（請求人の母）との面接等により得られた所見に基づくものであって、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね「4度」程度のもものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害 自閉症スペクトラム障害」と、心理学的所見欄には「CA18 MA【記載なし】 IQ50+ α （鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「今後の自立に向けて支援を要する。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（１・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定４度（軽度）であると判定するのが相当であることは、上記（２・(3)）のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙１及び別紙２（略）